



(一) 保證(表示)成分量		窒素全量	アンモニア性窒素	磷酸全量	可溶性磷酸	加里全量	水溶性加里
同	十四號甲	四、四三〇	三、七七〇	三、七七〇	四、五五〇	一、八〇〇	一、〇、〇〇〇
同	同 乙	四、四三〇	三、七七〇	三、七七〇	四、五五〇	一、八〇〇	一、〇、〇〇〇
同	同 丙	四、四三〇	三、七七〇	三、七七〇	四、五五〇	一、八〇〇	一、〇、〇〇〇
同	同 丁	四、四三〇	三、七七〇	三、七七〇	四、五五〇	一、八〇〇	一、〇、〇〇〇
同	十七號甲	二、六一〇	二、八四〇	二、八四〇	四、五五〇	一、八〇〇	一、〇、〇〇〇
同	同 乙	二、六一〇	二、八四〇	二、八四〇	四、五五〇	一、八〇〇	一、〇、〇〇〇
同	同 丙	二、六一〇	二、八四〇	二、八四〇	四、五五〇	一、八〇〇	一、〇、〇〇〇
同	同 丁	二、六一〇	二、八四〇	二、八四〇	四、五五〇	一、八〇〇	一、〇、〇〇〇
同	臨時配合肥料 十二號甲	一〇、〇	九、〇	六、六	六、三		
同	同 乙	一〇、〇	九、〇	六、二	五、九		
同	同 丙	一〇、〇	九、〇	五、九	五、五		
同	同 丁	一〇、〇	九、〇	五、五	五、一		
同	十四號甲	九、八	九、〇	六、七	六、三		
同	同 乙	九、八	九、〇	六、三	五、九		
同	同 丙	九、八	九、〇	六、〇	五、五		
同	同 丁	九、八	九、〇	五、六	五、一		

同	十七號甲	九、三	五、二	七、〇	四、七		
同	同 乙	九、三	五、二	六、八	四、四		
同	同 丙	九、三	五、二	六、五	四、一		
同	同 丁	九、三	五、二	六、二	三、八		

鳥取縣告示第四百九十四號

昭和十四年一月鳥取縣告示第一號昭和十三年水害復舊耕地事業補助規程ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年七月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第四百九十五號

昭和十三年七月鳥取縣告示第三百八十七號農產資源開發獎勵規程規程ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年七月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第四百九十六號

明治四十五年二月鳥取縣告示第六十一號鳥取縣耕地整理獎勵規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年七月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第九條中「臨時水災復興事務局耕地係派出所」トアルヲ「地方事務所」ニ改ム

鳥取縣告示第四百九十七號

昭和十六年九月鳥取縣告示第六十四號農業土木工事用機具貸與規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年七月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第十三條中「鳥取縣耕地課出張所」トアルヲ「所轄地方事務所」ニ改ム

鳥取縣告示第四百九十八號

昭和十七年一月鳥取縣告示第二十九號昭和十六年水害復舊耕地事業補助規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年七月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第十三條中「耕地課出張所」トアルヲ「地方事務所」ニ改ム

鳥取縣告示第四百九十九號

昭和十七年四月鳥取縣告示第二百二十三號農道改良事業補助規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年七月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第十條中「耕地課出張所」トアルヲ「地方事務所」ニ改ム

鳥取縣告示第五百號

昭和十六年一月鳥取縣告示第八十九號旱害防止農用公共施設新設改良事業補助規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年七月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第十三條中「臨時水災復興事務局耕地係派出所」トアルヲ「地方事務所」ニ改ム

鳥取縣告示第五百一號

昭和十年二月鳥取縣告示第五十六號災害復舊耕地事業助成規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年七月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一條中「昭和十五年度」トアルヲ「昭和十七年度」ニ改ム  
第十三條中「臨時水災復興事務局耕地係派出所」トアルヲ「地方事務所」ニ改ム

鳥取縣告示第五百二號

左ノ通養蠶實行組合ノ設立ヲ認可セリ

昭和十七年七月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

養蠶實行組合名 地 區 事務所ノ所在地 認可年月日

日吉津村海川第一 西伯郡日吉津村 西伯郡日吉津村 昭和十七年

大字日吉津字 大字日吉津字 大字日吉津字 七月二十二日

海川第一區 海川第一區 海川第一區 同

同 第二區 同 第二區 同 第二區 同

同 第三區 同 第三區 同 第三區 同

同 第四區 同 第四區 同 第四區 同

同 第五區 同 第五區 同 第五區 同

同 第五區 同 第五區 同 第五區 同

同 第五區 同 第五區 同 第五區 同

鳥取縣告示第五百三號

左ノ通養蠶實行組合ノ解散ヲ認可セリ

昭和十七年七月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

組合名 事務所ノ所在地

解散年月日

海 川 西伯郡日吉津村大字日吉津

昭和十七年七月二十二日

六反山 氣高郡大郷村大字六反山九八番地

同

矢 矯 同 吉岡村大字矢矯

同

洞 谷 同 大字洞谷

同

吉 岡 同 大字吉岡

同

長 柄 同 大字長柄

同

妙 瀬 同 大字妙德寺

同

双六原 同 大字双六原

同

鳥取縣告示第五百四號

氣高郡逢坂村外一耕地整理組合長同副長左ノ通選任ノ件認可セリ

昭和十七年七月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

氣高郡逢坂村大字會下 組合長 中 島 義 人

同 郡同 村大字同 組合副長 谷 尾 正 人

鳥取縣告示第五百五號

日野郡八郷村具山原耕地整理組合規約變更ノ件認可セリ

昭和十七年七月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第五百六號

日野郡八郷村具山原耕地整理組合第一區換地處分ノ件認可セリ

昭和十七年七月二十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

彙報

ラジオ放送教育

實力の涵養は大東亞建設の根基

(社會教育課)

今や我國は未嘗有の戦局に際し雄大構壯なる大東亞戦争を戦つてゐる。皇軍の行くところ敵なく陸に、海に、空に赫々たる戦果を擧げてゐるのであるが、アジア圏内からの敵性國家群の敗退に依つて明助アジアの出現することもそう遠いことではあるまい併し我々は此の戦捷に酔つてはならない。戦ひは寧ろ之からである。敵は富強なる軍備と經濟力とを以て長期戦を期してゐるのであつて、此の際我々一億國民は鐵石の團結を以て聖戰完遂に挺身すると共に、東亞民族の指導國民としての實力を涵養し、以て皇國の歴史的使命たる大東亞建設に邁進しなければならぬ。而して之が達成のためには次の如き「放送教育指針」を決定して迅速性、廣播性、同時性等の機能を有するラジオを國民指導並に學校教育に活用し、戦時下國民の教養に資すると共に國民の

00837

士氣を昂揚し、戰爭目的完遂の意氣を鞏固ならしめ、舉國一致の体制を強化することとなつた。

◆ 國民學校に於ける放送教育

一 放送教育の目標

放送の機能、特性を教育上に積極的に活用し、皇國民の基礎的鍊成に資するにある。即ち直接教科に關聯して、その教材に能動性と綜合性を與へ、その効果の向上に資すると共に教科書に直接結合せず、之に盛り得ざる題材を採り上げて教育効果を増大せしめ、更にラジオ活用の基本的態度を涵養し文化機關の生活化科學的關心の培養を招來せしめんとするものである。

二 放送教育の設備

- 1 經費と資材が許せば親受信機を設けて全教室にスピーカを取付け、校内放送にも併せ利用し得る様設備すること。
- 2 教室毎に電源を設置し、學年毎の學級數だけの家庭用受信器を移動式に利用してもよい。
- 3 己むを得ない場合は理科室、音楽室等の特別教室を利用して放送聴取室とすること。
- 4 講堂及校庭に對する設備は必ずなすこと。
- 5 以上何れの場合に際しても學校の受信設備はその音量、音質の適正なるやう特別の考慮を拂ふこと。

三 放送教育實施の機構

- 1 各學年に放送教育主任を置くこと
- 2 一學年が數學級に分れるときは學年の放送教育主任をも置くこと。
- 3 各學校に成るべく學級數のテキストを備へること。
- 4 放送聴取黒板を設け毎週の番組を主任に於て揭示すること
- 5 聴取記録を作り聴取状況を記録すること。

四 聴取する放送種目

- 1 文部大臣より指定せられた學校放送  
朝禮 訓 話
  - 學校向ラジオ体操
  - 各學年向放送
 

一年生の時間	二年生の時間
三年生の時間	四年生の時間
五年生の時間	六年生の時間
高等科の時間	低學年の時間
高學年の時間	
  - 學校新聞の時間
  - 課外聴取
  - 少國民の時間
- 重要行事

00838

其他適當なるもの

五 聴取指導の實際

- 1 聴取前の指導
  - イ 學年毎にその週内の聴取題目を揭示し、事前に準備すべきものの指導をなすこと。
  - ロ 當日は豫備知識を與へ聴取態度の指導をなすこと。
- 2 聴取中の指導
  - イ 兒童の聴取態度に於て指導すると共に状況に應じ必要があれば準備せる教辦物を適當に示し、又板書等をなし放送内容の會得に努めること。
  - ロ 聴取要項、質疑事項等をノートに記録させること。
- 3 聴取後の指導
  - イ 放送内容に於て適切な指導をなし深化徹底を圖ること。
- 4 指導過程は學年及放送資料に應じて聴取前、中、後の三段階の何れかに重點を置いて取扱ふと共に、之が教科に關係のあるものであるときはその教材と一体たらしめるやう指導すること。
- 5 各學年の時間聴取以外に、各家庭又は自由に聴取せしめる場合は聴取題目を指示すると共に、聴取上の注意に於て指導すること。

六 指導上の注意

- 1 教科に直接關係あるものには教科用圖書の教材と放送題材との關聯に注意すること。
  - 2 聴取態度の修練に留意すること。
- 七 校内放送
- 指示傳達、學校ニュース放送、ラジオ体操、音楽放送、行事助成等に利用するも、只殊更に校内放送の濫用に陥らないこと。
- 八 教師の時間聴取
- 放送内容により全職員又は各關係職員共同聴取し、聴取後相互に研究討論を行ひ之が徹底を圖ること。

◆ 青年學校に於ける放送教育

一 放送教育の目標

放送の特性と独自の機能を活用して、戦時下皇國青年の鍊成に資すると共に實務に従事しつゝ修學する青年の教養の繼續に資するにある。

二 放送の聴取種目

- 青年學校放送
- 青少年團放送
- 一般放送

三 聴取の方法

00839

1 集團聽取

イ 教育上最も有益なる放送ある際は職員指導の下に集團聽取を爲し之が徹底を期すること。

ロ 集團聽取は學校に於てのみならず部落別、班別青年常會の際等適宜實施すること。

2 各個聽取

イ 重要な放送であつても集團聽取をなし得ないときはその題目を指定して各個に聽取せしめ、その要領を記録し出席日に之が指導を行ふこと。

ロ 主要なる放送種目に付ては豫め通達して聽取の方向の指導を爲し自由に聽取せしめること。

四 指導上の注意事項

1 聽取事項は普通學科の要領記述と連關し、時には要項を又時には相當詳細に記録する訓練をなすこと。

2 青年學校放送以外の一般放送聽取に關しては研究、修養、慰樂等と聯關し各自の生活化の工夫を爲さしめること。

◇ 一般に對する放送教育

一 放送教育の目標  
新時代の文化機關たる放送を生活化せしめ教養報道慰樂等に資するにある。特に戰時下に於てその速報性による報道、國論の

統一、國民の情熱と士氣の昂揚等ラジオの特性を國民指導の上に強力に生かしめ、舉國一致の体制確立に貢獻せしめんとするものである。

二 聽取設備

1 各戸成るべく一臺宛の普及を圖るのがよいが、種々の事情を考慮し設備家庭を中心に重要放送聽取の隣組組織を作らしめること。

2 部落留場には必ず一臺宛のラジオを整備し之が保管管理には青少年團幹部をして當らしめること。

三 聽取の方法

1 重要な放送のある時は隣組又は部落のラジオ臨時常會を開くこと。

2 常會其の他の諸會合に於ても放送内容を研究の上成るべく放送聽取を取り入れ聽取指導を行ふこと。

3 各家庭に於ける聽取の生活化を圖る爲常會其の他の機會を通じて指導を行ふこと。

4 重要な放送の聽取に關しては學校、役場等連絡の上、學校兒童生徒を通じてその都度家庭へ周知せしめること。

5 部落に放送周知黒板を設け重要放送は揭示し聽取方一般へ周知せしめること。

00840

氏子觀念の涵養に就て

(振興課)

氏神を尊崇する我が氏子觀念は我が國の社會組織の根幹たる家族制度の重點をなし、國家的に極めて緊要なものであるが、近時都市に於ては定住性のない生活様式の影響を蒙つてこの氏子觀念が次第に薄らぐ傾向があり、農村に於ては充分密接に存續されてゐるけれども、都會のこの傾向は又農村にも波及する惧もあつて都市農村を問はずこの氏子觀念の涵養は國家的に極めて重要であるばかりでなく、其の基底たる町内會、部落會乃至隣組隣保班の精神的中樞を確立する意味に於てもまことに大切なことである。

抑々氏子觀念を考へるに當つては先づその精神たる氏神の御本性を闡明しなければならぬのであるが、氏神には通性と特性とあつて、通性は皇祖大神に通じ給ひ、我が國最高の神におはします皇祖大神に歸し給ふ神と拜し奉らねばならぬ。そして氏子に對しては親神として常に氏子を守護し恵み給ふことを本性とし給ふのであつて、國民生活特に精神生活はこれを中心として行はれねばならない。

氏子觀念の涵養方策については、中央教化團體聯合會の教化問題調査會に於て、特別委員會を設けて種々研究審議して方策を講じてゐるのであるが、今その概要を記すとまづ各神社に於ては神社を莊嚴にして社殿及び境内の清掃を完全に、手洗水を綺麗にする等形式的方面の整備をする外、大麻及び氏神の神札を氏子に洩れなく授與して日夜禮拜せしめ、出生・七五三の祝・入學・卒業・結婚・入退營・出征・歸還其の他日常生活上重要な事項は神前で報告祭を行ひ、且各種會合もなるべく神社中心に行ふやうにし、尙境内には國民教化の道場を設けるを可とす。又經濟的基礎を強固にすること、氏子總代の活動を促すこと等も大切である。

次に氏子についていふと、常にその祭神の由緒を熟知して神徳を仰ぎ、大麻及び氏神神札を奉齋して家庭祭祀を嚴修し、初物、到來物を神棚に供へると共に辭令、任免等の時はこれを供へて奉告し、氏神祭典執行の時よりもより平素に於ても神社に參拜し、特に朝詣り、朔日十五日の定期參拜を勵行し、常に境内の清掃に留意すること。又平時にありては祭典當日赤飯を炊き衣服を改め親戚を招く等も考慮すべく、時局下においてはそのそれに相應し行事を行ふと共に、氏神と共に樂しむ奉納和樂行事の工夫も必要である。尙常會に際しては國民行事に當つて氏神を拜することとしたい。



00851

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所 不詳
- 二 氏名、職業 不詳 男 推定六十歳位
- 三 人相、相貌、特徴 身長五尺四寸位、中肉、其ノ他顔面、頭部等、粉碎サレ原形ヲ留メザル爲判明セズ
- 特徴 右脚關節ヨリ切斷左足小指ナシ、松葉杖ヲ着ス
- 四 著衣及所持金品 著衣 鼠コットンシャツ上下、茶褐色コイル天乘馬ズボン、木綿立縮綿人襦袢ヲ著シ、松葉杖ヲ着ス
- 所持金品 現金十二圓九十四錢、茶色羅紗外套外衣類等五點
- 五 警察ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十七年五月十日
- 六 死亡年月日 推定昭和十七年五月十日午前零時
- 七 死因 本人ハ生前ヨリ右脚關節ヨリ骨疽ノ爲切斷シ居リ身體ノ不自由ト個獨ナラント察スル點ヨリ鐵道線路飛込厭世自殺ヲ遂ゲタルモノナリ
- 八 死亡ノ場所 余市郡大江村大字仁木村(函館本線基點二二六二軒二六米)
- 九 埋葬年月日 昭和十七年五月十日
- 十 埋葬場所 北海道余市郡大江村大字仁木村共同墓地
- 右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所、氏名 自稱本籍鳥取縣東伯郡橋津村以下不詳 住所 不詳
- 二 年齢、性別、職業、戸主健治三男自稱山田佐吉 四十六年無職
- 三 相貌、特徴 身長五尺位、丸顔、額狭ク、眉毛、目、口耳各並、鼻低ク、短ク頭髮一寸位、特徴ナシ
- 四 著衣及所持金品 黒上著、茶色上著、國防色破レズボン、メリヤス破レズボン下、綿ネル破レ單衣、兵兎帶 以上各一破レゴム長靴ヲ穿ツ 所持金品 ナシ
- 五 警察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十七年二月二十四日
- 六 假埋葬年月日及場所 昭和十七年二月二十七日函館市山香泊共同墓地
- 備考 右昭和十七年二月二十四日行旅病人トシテ收容救護中ノ處翌二十五日午後一時四十分腦溢血ニ依リ死亡前記ノ通假埋葬ス
- 六 取扱者 函館市長
- 右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

昭和十七年七月二十八日印刷  
昭和十七年七月二十八日發行

鳥取縣 鳥取市 東町 縣  
發行所 鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所